新型コロナウイルス感染症に関する取組み等

2020年９月

日本政策金融公庫

「くるみん」のマークには、赤ちゃんが大事に包まれる「おくるみ」と、「職場ぐるみ･会社ぐるみ」で仕事と子育ての両立支援に取り組もうという意味が込められています。

目次

1　新型コロナウイルス感染症関連融資の状況　・・・1

2　相談体制の強化及び感染拡大防止への取組み　・・・2

3　民間金融機関との連携　・・・4

4　新型コロナ対策資本性劣後ローン　・・・5

参考　日本公庫の取組みや政府等の動きについて　・・・7

1 新型コロナウイルス感染症関連融資の状況

◆新型コロナウイルス感染症関連での融資は、８月末日現在で約70万件の申込みがあり、このうち約64万件、金額にして約10.8兆円を決定しています。

◆融資申込件数は、既に平時の平成30年度の約31万件を大きく上回っています。また、リーマンショックの影響を大きく受けた平成21年度の年間約50万件を上回る水準となっています。

新型コロナウイルス関連融資の申込・決定件数の推移

１月29日以降の融資状況　（単位：件数、億円）

	融資申込（件数）	融資決定（件数）	融資決定（金額）
3月末	93,559	46,206	6,660
4月末	373,351	201,403	33,766
5月末	523,666	360,835	60,725
6月末	609,746	517,408	85,865
7月末	663,444	603,971	101,679
8月末	699,433	636,224	108,240

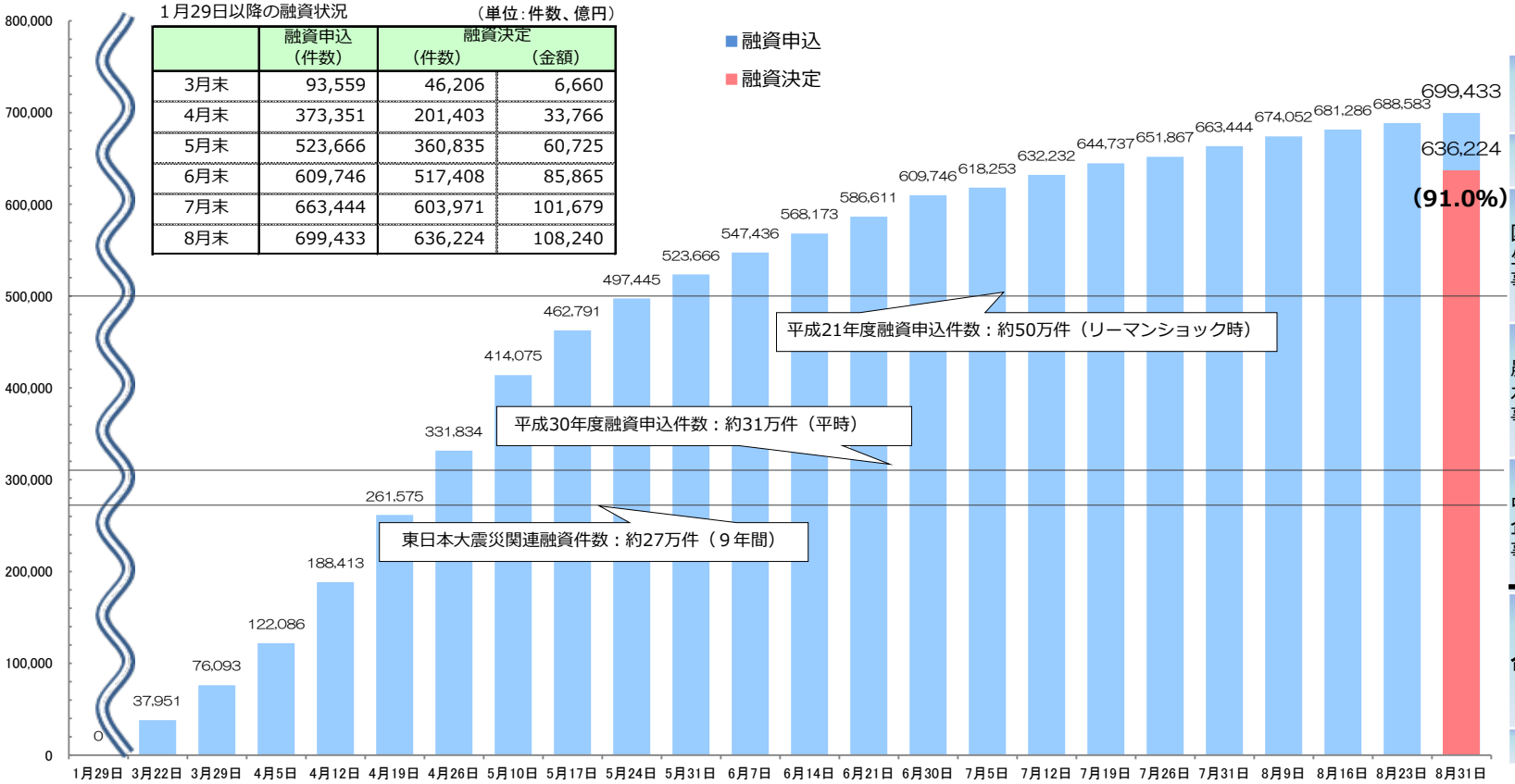

経営相談
窓口設置

近畿地区内の融資決定状況（８月末日時点）

	件数	金額
国民生活事業	142,083	1,878,020
農林水産事業	433	11,485
中小企業事業	6,649	669,178
合計	149,165	2,558,684

（注）金額の単位は百万円

2 相談体制の強化及び感染拡大防止への取組み

◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの融資のお申込みの急増に対応するため、相談体制の強化や、お客さま及び職員の感染防止に取り組んでいます。

人員体制・業務運営等の強化について

◆定期人事異動の凍結（1,600名規模）

◆ＯＢの採用（約100名）

◆本店から支店への応援派遣（約610名）

◆支店における事業間応援派遣

◆休日電話相談（２月29日以降）

◆休日営業の実施（３月28日～５月６日）

※東京、名古屋、大阪等の申込みの多い支店にて実施

◆相談フリーダイヤルの回線増設

◆提出書類の簡素化

◆審査手続の簡略化

お客さま及び職員が罹患しないための主な取組み等

◆来店抑制の取組み

・ＨＰの充実（解説動画やＱ＆Ａの随時更新）

・56支店で来店予約制を開始

・書類郵送、インターネットによる申込奨励

（公庫HP解説動画の画面）

◆来店対応における取組み

・３密を避ける環境整備

※待合室の間隔確保、受付案内係の誘導等

・窓口カウンターの透明アクリルパネル設置

・予防徹底（マスク着用、アルコール設置等）

・時差出勤、テレワーク

◆職員罹患時における店舗継続への取組み

・速やかな店舗内消毒作業

・消毒完了までの窓口業務等の代替場所の確保

・支店へ職員応援派遣等

2 相談体制の強化及び感染拡大防止への取組み

◆融資審査時における面談など対面でのやり取りを可能な限り省略する等により、迅速な融資手続き及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいます。

お申込みの多い国民生活事業における融資・審査手続きでの非対面対応の取組み

①相談 → ②申込 → ③審査 → ④決定 → ⑤契約

②申込
○ 郵送による申込み、ＨＰからのインターネット申込を推奨し、来店申込を抑制。

⑤契約
○ 手続きは、原則として郵送で対応。

①相談
○ 制度に関する問い合わせについては、電話・ＨＰにより対応。
○ ＨＰに特設ページを開設、動画も活用し、オンライン案内を拡充。
○ 来店希望のお客さまに対しては、事前予約制を導入。併せて３密回避の支店環境を整備。

③審査
○ 納税証明書等、お客さまが公的機関等に出向き準備する必要のある提出書類を削減。
○ 電話、メール、 Skype、連携機関との情報交換等により、極力、対面審査を省略。

3 民間金融機関との連携

◆令和元年度も民間金融機関との連携を重点取組事項と位置づけ、役員レベル及び現場における対話の促進、協調融資商品の創設・活性化などを推進し、連携を深めてきました。

◆新型コロナウイルス感染症への対応においても、この連携関係のもと、同感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援を実施しています。

民間金融機関と連携した事業者への資金繰り支援の取組み

◆事業者が日本公庫へ申込みするための書類準備等について、民間金融機関がサポートを実施。

◆日本公庫が事業者に融資するまでの間、民間金融機関による「つなぎ融資」を実施。
（同資金については、事業者及び民間金融機関が双方同意している場合に限り、日本公庫が借換検討することが可能。）

◆日本公庫のホームページにて、民間金融機関による実質無利子・無担保融資制度や各金融機関の新型コロナウイルス関連支援制度について紹介。

日本公庫ＨＰトップページ画面

※ 日本公庫ホームページにて、民間金融機関が取扱っている新型コロナウイルス感染症関連支援制度を紹介しています。

→ ７月末日現在で**180機関**を紹介しています。

◆新型コロナウイルス感染症の影響を受け、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る事業者に対し、財務体質強化を図るための資本性資金を供給する制度

＜制度概要＞

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者 1　J-Startupプログラムに選定された方又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた方 **【新事業型】** 2　再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う方 **【再生型】** 3　事業計画を策定し（※）、民間金融機関等による支援体制が構築されている方 **【事業継続型・事業展開型】** （※）国民生活事業については、原則認定支援機関（注）の経営指導を受けて事業計画を策定した方 （注）「中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関」の通称で、中小企業が経営相談等をする相談先として、国が認定した機関（金融機関、税理士、商工会議所・商工会等）。
融資期間	**5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）**
融資限度額	中小企業事業　7.2億円（別枠） 国民生活事業　7,200万円（別枠）
貸付利率	**当初3年間一律**、4年目以降は直近決算の業績（税引後当期純利益）に応じて変動

	当初3年間及び4年目以降赤字（税引後当期純利益額0未満）	4年目以降黒字（税引後当期純利益額0以上）	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小企業事業	0.50%	2.60%	2.95%
国民生活事業	1.05%	3.40%	4.80%

その他	**無担保・無保証人。**法的倒産時には、償還順位が他の全ての債務（償還順位が同等以下のものを除く。）に劣後。 金融機関の資産査定上、自己資本と看做すことが可能。

<利用イメージ>

資本強化に伴い取引金融機関等からの継続支援が可能に

民間金融機関等	通常融資 →	中小企業 ・資金繰り改善 ・資本強化 （金融機関の資産査定上自己資本）
日本政策金融公庫	資本性劣後ローン →	

◆融資対象１

【新事業型】

高い成長が見込まれる
✓ J-Startupプログラム（※1）選定先
（※1）経産省が推進するスタートアップ企業の育成支援プログラム（H30.6開始）
✓ 中小機構ファンド（※2）出資先
（※2）起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド
→事業拡大に必要な資金を VCと公庫が協調支援

◆融資対象２

【再生型】

再生支援協議会が関与する
✓ 特例リスケ（※3）支援先
（※3）新型コロナ特例リスケジュール（既存の借入に最大1年間の返済猶予を行う特例支援 （R2.4開始））
✓ 再生計画策定支援先
→計画の実現に向けて 取引行と公庫が協調支援

◆融資対象３

【事業継続型】

コロナの影響による
✓ 一時的な資金繰り悪化
✓ 過剰債務・債務超過転落
→事業継続の下支え資金を取引行と公庫が協調支援

【事業展開型】

コロナ後の事業拡大に向けて
✓ 新分野への進出
✓ 新たな設備投資
→大型投資等の成長資金を取引行と公庫が協調支援

参考 日本公庫の取組みや政府等の動きについて

	日本公庫の取組み	政府等の動き
1月28日		新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」とする旨、閣議決定（内閣）
1月29日	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置	
2月13日		「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第１弾-」の公表（新型コロナ感染症対策本部）
2月14日	新型コロナウイルスに関する特別相談窓口の設置	
	セーフティネット貸付の要件緩和 ・売上減少要件等に関わらず新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者を貸付対象に追加	
2月21日	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付の取扱開始	
3月10日	農林漁業セーフティネット資金等における融資限度額引き上げ等の制度拡充	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第２弾-」の公表（新型コロナ感染症対策本部）
3月13日		危機関連保証の発動（経済産業省）
3月17日	実質無利子・無担保融資制度の取扱開始 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	
	マル経融資及び生活衛生改善貸付について融資限度額引き上げ等の制度拡充	
3月19日		危機対応業務の取扱開始（商工中金、日本政策投資銀行）
4月7日		緊急事態宣言発出
		補正予算及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定（内閣）
4月8日		首相と官民金融機関がトップ会談
4月21日		金融庁より民間金融機関へ日本公庫等との更なる連携の強化についての要請（金融庁）
4月30日		補正予算成立
5月1日	農林漁業者向けの特例措置について対象となる資金制度を拡充	民間金融機関において実質無利子・無担保融資の取扱開始（民間金融機関）
5月8日	実質無利子・無担保融資制度による既往債務の借換が可能に	
	マル経融資及び生活衛生改善貸付について制度拡充 ・既往債務の借換 ・実質無利子化の対象に追加	
5月27日		第二次補正予算閣議決定（内閣）
6月12日		第二次補正予算成立
8月3日	新型コロナ対策資本性劣後ローンの取扱開始	